

告 示

埼玉県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カンセキわし宮店

埼玉県北葛飾郡鷺宮町鷺宮三丁目二十六番六号外

（変更後）（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

（変更後）株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市卒島千二百九十三

ハ 変更年月日

令和二年六月十二日

ニ 届出年月日

令和二年六月十二日

二 縦覧期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月二十六日から令和二年十月二十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課